

知らなかったでは済まされない！ 『建築士として生きるための情報』

**ご存じですか！**

**改正建築士法が施行されます。**

平成20年11月28日施行予定

**建築士法の改正であなたの仕事が変わります！**

日本建築士会連合会 情報部会

## ■建築士法の主な改正点は……

### 管理建築士の要件強化(建築士法第24条)

実務経験と講習が義務づけられ、本年8月より各地で管理建築士の**みなし講習**が始まっています。施行後3年以内(平成23年11月27日まで)に、講習を修了していない者は、管理建築士となれません。管理建築士の資格者がいないと、建築士事務所の開設及び更新は出来なくなります。管理建築士の要件は建築士として3年以上の設計等の業務に従事し、所定の講習の課程を修了した者です。(5時間の講習と1時間考査に合格が必要)ただし、現在のところ管理建築士の更新講習制度は制定されていません。

### 違法な設計・監理を行った建築士および建築士事務所の責任は、**確認済証・完了検査済証が交付されていても処罰されます。**

実際の事例として、検査済証が交付された建物で、その後過失による違法な事象が発覚すると、設計・監理した建築士は業務停止処分を受けています。作為、不作為を問わず建築士は法令の遵守をしなければなりませんし、「その完璧性」が要求されています。(膨大な建築関係法令を熟知し、遵守しなければなりません。資格を持ったプロとして！)

建築士は、そもそも法令に精通し、それに適合する建築物の設計を行うことが求められていることから、建築確認制度は、建築士が法令の基準に適合した設計を行うことを前提として、その確認業務を建築主事等が行う制度です。建築士は、法令の基準に適合する設計図書を作成する義務を負っています。

**建築士等に対する罰則が強化されています。(建築基準法第98条、建築士法第35条等) 構造規定違反等の重大な違反について最高三年以下の懲役または三百万円以下の罰金を科す。**

## 建築士の受験資格の見直し(建築士法第14条)

今までの所定の学科卒業から、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業という要件になりました。実務経験については、「建築に関する実務経験」から、「設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理」等の設計・工事監理に資する実務に限定されました。

## 適合性の確認の義務づけ(建築士法第20条の2および第20条の3)

一定規模の建築物の設計にあたり、構造設計一級建築士または設備設計一級建築士による構造関係規定または設備関係規定への適合性の確認の義務「付け」。

## 委託者(建築主等)への説明責任(建築士法第18条第2項)

建築士は、委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように務めなければなりません。

## 設計図書への記名及び押印(建築士法第20条第1項)

建築士が設計を行った場合においては、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければなりません。

## 構造計算によって安全性を確かめた証明書の交付(建築士法第20条第2項)

建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令の定めるところにより、その旨の証明書を委託者に交付しなければなりません。

## 構造設計及び設備設計一級建築士の記名及び押印(建築士法第20条の2、第20条の3)

一定規模以上の建築物の構造設計、設備設計については、それぞれ構造設計一級建築士または設備設計一級建築士が、設計を行うかまたは法適合性を確認することとし、その旨を明らかにして設計図書に記名、押印をしなければなりません。

上記の建築物で記名、押印がされていない設計図書による工事の禁止(建築基準法第5条の4)また、当該設計図書による建築確認申請を受理する事は出来ない。(建築基準法第6条第3項)

## 建築士でない者や建築士が異なる資格種別の建築士またはこれに紛らわしい名称を用いてはならない。(建築士法第34条) 処分を受けた建築士の氏名の公表(建築士法第10条第5項)

## 建築士の名義貸し(建築士法第21条の2)

名義貸しは、資格制度を実質的に形骸化させる悪質な行為であり、従来は「不誠実」行為として行政処分の対象でしたが、法律上、明文的な禁止規定はありませんでした。今回明確な禁止規定がおかれ、違反した場合は行政処分のみならず罰則(一年以下の懲役または百万円以下の罰金)が「適用」されることとなりました。

## 違反する行為について指示したり、相談に応じてはいけません。 (建築士法第21条の3)

## 建築士は、建築士の信用又は品位を害する行為をしてはいけません。 (建築士法第21条の4)

## 建築士は知識および技能の維持向上努力を自主的に行わなければなりません。 (建築士法第22条)

## 定期講習の義務づけ(建築士法第22条の2)

建築士事務所に所属するすべての建築士は三年間隔毎に登録講習機関が実施する定期講習(法令に関する科目、設計・工事監理に関する科目の講義および修了考査→考査に合格できなかった者には、再受講が求められる。)を受講することが義務「付け」られました。受講しない場合は、建築士法違反となり懲戒「処分」事由にあたります。

## 建築士事務所の毎年の報告書の提出(建築士法第23条の6)

建築士事務所の開設者は、事業年度毎に、都道府県知事に業務の報告書を提出することが義務付けられました。報告書を提出しなかった場合や虚偽の報告がされた場合は、罰則の対象となります。

報告内容事業年度毎の事務所の業務実績、所属する建築士の氏名と「建築士毎」の業務実績に加え、所属する建築士の資格の種別と登録番号、法定講習の受講履歴、管理建築士である場合はその旨、当該事業年度内に管理建築士から開設者に対してなされた意見の概要。

## 受託した設計・工事監理業務「は」建築士事務所登録をしていない者に再委託することを禁止しています。(建築士法第24条の3第1項)

エンドユーザー保護の為、委託者とエンドユーザーが異なる共同住宅等の建築物の設計・工事監理業務について、委託者の承諾の有無を問わず、一括下請けを禁止しています。(建築士法第24条の3、第2項)

## 帳簿および図書の保存期間は従来の**五年から十五年に延長された**。 原本性の確保が求められます。(建築士法第24条の4)

ただし、不法行為責任が問題となる場合、損害賠償請求権が行為の時から20年間の除斥期間があるので、20年間は保存する必要があります。

## 建築士事務所の標識の掲示項目に、**建築士事務所の登録有効期間**が追加された。(建築士法第24条の5)

## 建築士事務所は、**賠償責任能力に関する情報開示が義務「付け」られた**ので、賠償責任保険の加入・未加入が実質的に重要な事項となりました。(建築士法第24条の6)

## 重要事項説明及び書面交付(建築士法第24条の7)

設計又は工事監理の委託契約を締結する前に、委託者に対して、管理建築士又は所属する「担当」建築士は受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について、書面を交付して説明しなければなりません。また、説明するときは、建築士の免許証明書を提示しなければなりません。

書面に記載する事項

1. 作成する設計図書の種類
2. 工事と図書の照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
3. 従事する建築士の氏名と資格種別
4. 報酬の額及び支払い時期
5. 契約解除に関する事項

免許証明書の提示が義務づけられたので、カード型の免許証明書を今後発行します。(有償)

## 確認審査期間が従来の**21日から35日に延長**されました。(建築基準法第6条第4項)「**70日まで延長できる**」

## 罰則規定の強化(建築基準法第98条～第106条)

悪質な違反の場合は最高三年の懲役刑が導入され、違反者が法人である場合の罰金の額は最高一億円となりました。

## 飲酒運転等で禁固刑以上を受けたら**業務停止処分**(建築士法第10条第1項)

建築関係法令違反のみならず、飲酒運転等で禁固刑以上の刑に処せられたときにも、免許取消しまたは期間を定めた業務停止処分の対象となります。